

令和2年瑞穂町教育委員会第3回定例会 会議録

令和2年3月26日瑞穂町教育委員会第3回定例会が瑞穂町役場に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 村上 豊子 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君・学校教育課長 友野 裕之 君・教育指導課長 小熊 克也 君
教育指導課統括指導主事 稲富 泰輝 君・社会教育課長 佐久間 裕之 君・図書館長 町田 陽生 君
庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長 業務報告

日程第3 議案第9号 令和2年度瑞穂町立学校教育課程編成について

日程第4 議案第10号 瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

日程第5	議案第11号	瑞穂町公立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則
日程第6	議案第12号	瑞穂町公立学校における指定校変更及び区域外就学に関する取扱要綱
日程第7	議案第13号	瑞穂町立学校教育支援補助員設置要綱の一部を改正する告示
日程第8	議案第14号	瑞穂町立学校学習サポーター設置要綱の一部を改正する告示
日程第9	議案第15号	瑞穂町立学校特別支援学級介助員設置要綱の一部を改正する告示
日程第10	議案第16号	瑞穂町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則
日程第11	議案第17号	瑞穂町体育施設等予約システムの運用及び利用者登録に関する規則の一部を改正する規則
日程第12	議案第18号	瑞穂町体育施設の使用及び申請に関する要綱の一部を改正する告示
日程第13	議案第19号	瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について
日程第14	議案第20号	瑞穂町青少年委員の委嘱について
日程第15	議案第21号	瑞穂町スポーツ推進委員の委嘱について
日程第16	議案第22号	瑞穂町文化財保護審議会委員の委嘱について
日程第17	報告事項1	瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動について

開会 午前9時00分

鳥海教育長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年瑞穂町教育委員会第3回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において、1番、滝澤委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。
お手元に配付してあります資料のとおりでございます。
今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。
ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第9号、令和2年度瑞穂町立学校教育課程編成について、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第9号については、学校教育法施行規則第50条及び同規則第72条並びに学習指導要領の規定により、瑞穂町立学校の教育課程を管理する必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長 説明いたします。「令和2年度 瑞穂町立学校教育課程編成について」は、「令和2年度 教育課程編成に向けての基本的な考え方」に基づき、各学校の実態に応じて編成してあります。

小学校の第1表と第2表、中学校の第1表から第3表まで（特別支援学級では、第3表の1）は、基本的な考え方のどの項目に該当するのか番号を入れてあります。

今回の教育課程編成に際しては、次期学習指導要領への対応を踏まえ、地域学校協働本部と連携した放課後学習「学びのテーマパーク」の推進、ふるさと学習「みずほ学」の実施、第2次避難場所を設定した危機管理マニュアルの作成等、瑞穂町の重点施策をふまえ、作成の依頼をし、位置付けてもらいました。このことについては事前に統括指導主事と指導主事が学校ごとに確認並びに指導をしています。

なお、来年度に限り、オリンピック・パラリンピック東京大会競技観戦のための特別な教育課程を編成していま

したが、一昨日の延期決定を受けて来年度は中止になります。以上、説明とさせていただきます。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。ご質疑はございませんでしょうか。

村上委員 各校の学力向上に必要な授業改善の記述に温度差があるように思えます。教育委員会として、教員の授業力向上を図っていただくような働きかけを行うことはあるのでしょうか。学校長からも同様の働きかけがあってもよいと思われませんが。

教育指導課長 ご指摘の点は否めない点もございます。共通している点は、主体的・対話的で深い学びの位置付けがなされているところです。また、私たちが求めていることの一つに、校内研究は必ず授業改善の視点を入れてほしいと伝えていることがあります。

関谷委員 小学校低学年まで新たに英語科等がカリキュラムとして位置付けられています。どう調整していこうかと学校長は悩んでいるところだと思います。その時に、学校長を補佐する副校長がやむを得ない状況であるにしても、担任をしながら本来の業務をこなさなくてはいけない状況は、多々見受けられました。副校長は校長を補佐し、先頭に立って学校を運営していく立場であることを事務局としても理解していただきたい。

教育指導課長 教育指導課としましては、現在の副校長の実態について、憂慮しているところであります。そこで、東京都の新しい取り組みを踏まえて、病気休業中の教員の補充を行い、来年度はしっかりと行っていきます。

中野委員 各校の行事を見た中で、一小以外は運動会が5月から6月にかけて予定されています。現在のコロナウイルスの影響で日程が移動する可能性はありますか。

教育指導課長 詳細についてはこの後の総合教育会議で触れることとなりますが、1学期の宿泊行事については、終息時期が見えない状況下でありますので、中止でなく延期として考えています。また、運動会についても、接近するような種目もございますので、状況をみながら延期等を考慮し、実施する考えであります。

村上委員 コロナウイルス感染予防の観点から、全国学力調査が延期になったということですが、町独自の学力調査につ

いては、現時点で延期の方向で考えているのでしょうか。

教育指導課長 町の学力調査は配慮した上で実施する方向です。配慮する部分は3月の未履修部になります。この部分を削除しテストを行います。事前に先生方にみていただき、未履修部が無いかの確認をした上で実施するため、問題は無いものと考えます。

鳥海教育長 先ほど説明口述にもありましたように、今年度予定していましたオリンピック関連事業は来年度に延期が決定しました。そのことも踏まえて変更があることをご承知頂きたい。

鳥海教育長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第9号に対する討論を行います。討論ございませんでしょうか。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第9号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第9号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第4、議案第10号、瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第10号については、東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則により、栄養教諭の上位職が設置されることに伴い、また、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年1月17日 文部科学省告示）の第4（1）」において、学校の教育職員の在校時間の上限等に関する方針を定める必要があるもので、本案を提出するものです。詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長 詳細について説明いたします。2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。

第7条の2に、次の1項を加えます。学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。第7条の4の見出し(主任教諭及び主任養護教諭)を(主任教諭等)に改めまして、次の1項を加えます。学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置く。ただし、特別の事情があるときは、これを置かないことができる。

以上が、栄養教諭の上位職が設置されることに伴い、改正するものです。

次に、学校の教育職員の働き方改革により、在校時間の上限等に関する方針を定めなくてはならないために第24条を第25条とし、第24条に(教育職員の業務量の適切な管理)として、新たに加えるものです。なお、詳細につきましては、書かれているとおりでございます。附則として、この規則は令和2年4月1日から施行するものです。説明を終わります。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

鳥海教育長 ご質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第10号に対する討論を行います。討論ございませんでしょうか。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第10号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第10号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第5、議案第11号、瑞穂町公立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則、日程第6、議案第1

2号、瑞穂町公立学校における指定校変更及び区域外就学に関する取扱要綱については関連がありますので、一括議題とさせていただきたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。

それでは、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第11号については、瑞穂町公立学校通学区域に関する規則を改正する必要があるため、議案第12号については、議案第11号の規則改正に伴い、要綱を制定する必要があるため、本案を提出するものです。詳細については、学校教育課長が説明します。

教育指導課長 詳細を説明します。はじめに議案第11号についてですが、この規則は、町立小・中学校の児童・生徒が就学する学区について定めていますが、就学中に、児童・生徒が、町内の他の学区域へ転居及び町外へ転出した場合に、保護者の申し出により同小・中学校へ引き続き就学できる事項を学校教育課内規から規則へ明文化するものです。

議案書を2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。第3条では、ただし書きとして、保護者の申し出により同条に規定する学区を変更することが相当であると教育委員会が認める場合の条文を加えます。第4条では、規則の施行について、必要な事項を教育委員会が別に定めることを加えます。附則として、この規則は、令和2年4月1日から施行するものです。

続いて、議案第12号です。議案第11号の規則改正に伴い、規則第4条に規程する規則の施行に必要な事項として、学校教育課内規により運用をしていた事項を明文化し、要綱として制定することで基準等の透明性を図るものです。

内容について、説明いたします。議案書を1枚おめくりいただき、瑞穂町公立学校における指定校変更及び区

域外就学に関する要綱をご覧ください。

第1条は、要綱制定の趣旨を定めます。第2条は、指定校変更及び区域外就学の申請について、定めます。第3条は、前条の申請についての教育委員会の決定について、定めます。第4条は、指定校変更の要件について定めます。第5条は、区域外就学の要件について定めます。附則として、この告示は、令和2年4月1日から施行します。以上で、説明を終わります。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより議案第11号および第12号に対する質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

鳥海教育長 ご質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第11号および議案第12号に対する討論を行います。討論ございませんでしょうか。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第11号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第11号は原案どおり可決されました。

続いてお諮りします。

議案第12号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第12号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第7、議案第13号、瑞穂町立学校教育支援補助員設置要綱の一部を改正する告示、日程第8、議案第14号、瑞穂町立学校学習サポーター設置要綱の一部を改正する告示、日程第9、議案第15号、瑞穂町立学校特

別支援学級介助員設置要綱の一部を改正する告示については関連がありますので、一括議題とさせていただきたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。

それでは、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第13号から議案第15号については、教育委員会で雇用し、各学校に配置している教育支援補助員、学習サポーター及び特別支援学級介助員に関する要綱について、瑞穂町会計年度任用職員の任用に関する要綱の制定に伴い改正するものです。詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長 はじめに、議案第13号について説明いたします。1枚おめくりください。大変恐縮ですが、文言の整理は省略し、主な改正箇所を説明いたします。

第3条第1項では、教育委員会が認めた場合における長期休業日の配置について定めます。第6条第1項及び第7項では、「瑞穂町臨時職員の任用に関する実施要綱」を「瑞穂町会計年度任用職員の任用に関する要綱」に改めます。附則として、この告示は令和2年4月1日から施行するものです。

次に、議案第14号について説明いたします。1枚おめくりください。

第3条では、教育長の定める学習サポーターの配置基準について「学年及び学級等」を「人数」に改めます。これは第6条で校長が配置学年及び学級等を決定し配置計画を立てると規定されていることから改めるものです。第5条第1項及び第6項では、「瑞穂町臨時職員の任用に関する実施要綱」を「瑞穂町会計年度任用職員の任用に関する要綱」に改めます。附則として、この告示は令和2年4月1日から施行するものです。

次に議案第15号について説明いたします。1枚おめくりください。

第4条では、教育委員会が認めた場合における長期休業日の配置について定めます。第6条第1項及び第6項では、「瑞穂町臨時職員の任用に関する実施要綱」を「瑞穂町会計年度任用職員の任用に関する要綱」に改めます。附則として、この告示は令和2年4月1日から施行するものです。以上で、説明を終わります。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより議案第13号、第14号および第15号に対する質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

鳥海教育長 ご質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第13号、第14号および第15号に対する討論を行います。討論ございませんでしょうか。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第13号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第13号は原案どおり可決されました。

続いてお諮りします。

議案第14号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第14号は原案どおり可決されました。

続いてお諮りします。

議案第15号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第15号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第10、議案第16号、瑞穂町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則、日程第11、議案第17号、瑞穂町体育施設等予約システムの運用及び利用者登録に関する規則の一部を改正する規則、日程第12、議案第18号、瑞穂町体育施設の使用及び申請に関する要綱の一部を改正する告示については関連がありますので、一括議題とさせていただきたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。

それでは、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第16号については、瑞穂町体育施設条例施行規則を改正する必要があるため、議案第17号及び議案第18号については、議案第16号の規則改正に伴い、規則及び要綱を改正する必要があるため、本案を提出するものです。詳細については、社会教育課長が説明します。

社会教育課長 説明いたします。はじめに、議案第16号については、体育施設利用者の利便性を向上させるため、規則を改正するものです。2枚おめくりいただき、新旧対照表1ページをご覧ください。第2条第2項ですが、使用の申請について「当日」の申請を可能とするものです。野球場照明灯または庭球場照明灯を使用するときは、従前と同じ使用日の前日とします。これは照明点灯が当日申請では、対応できないためによるものです。附則として、この規則は、令和2年5月1日から施行するものです。

次に、議案第17号です。議案第16号の規則改正に伴い、体育施設等予約システムの仮予約の申込み手続きを改正するものです。2枚おめくりいただき、新旧対照表1ページをご覧ください。別表第1の表中、申込期間を「当日までに」改め、野球場照明灯または庭球場照明灯を使用する時は、使用日の前日とするものです。附則として、この規則は、令和2年5月1日から施行するものです。

次に議案第18号です。議案第16号の規則改正に伴い、体育施設等予約システムで抽選予約をしている庭球場について、使用の承認を改正するものです。2枚おめくりいただき、新旧対照表1ページをご覧ください。第9条抽選当選者の使用の承認ですが、「当日」に使用承認書の交付を受けることを可能にします。庭球場照明灯を使用するときは、従前のおり使用日の前日とします。附則として、この告示は、令和2年5月1日から施行するものです。以上、説明とさせていただきます。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより議案第16号、第17号および第18号に対する質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

村上委員 野球場と庭球場の照明灯が当日では間に合わない理由を詳しく教えてください。

社会教育課長 照明灯の点灯業務は体育協会に委託しています。当日では、人の手配が難しいことが理由になります。

村上委員 今後、手配の関係がクリアされれば、変更可能ということでしょうか。

社会教育課長 今後研究していく中で、妥当な手法等があれば検討していきます。

鳥海教育長 補足します。照明灯を使用する際には、開場から閉場までの間、人をはりつけなければなりません。当日申込みにて備えて、毎日人をはりつけることは非効率でありますので、見通しは難しいというところではあります。

昼間における前日までの申込み期限を当日に変えましたが、照明灯を必要とする時間帯については、費用対効果の面からも無理であろうと捉えているところであります。

鳥海教育長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第16号、第17号および第18号に対する討論を行います。討論ございませんでしょうか。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。

それではお諮りします。議案第16号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認め、議案第16号は原案どおり可決されました。

続いてお諮りします。

議案第17号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認め、議案第17号は原案どおり可決されました。

続いてお諮りします。

議案第18号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認め、議案第18号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第13、議案第19号、瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第19号については、瑞穂町教育相談室設置規則第3条第3項の規定に基づき、次の者を任命したいので、本案を提出するものです。一枚おめくりください。氏名 小町 留衣、裏面をご覧ください。田中 献一、右側をご覧ください。小池 直、裏面をご覧ください。横江 和賀子、右側をご覧ください。堀部 浩子、裏面をご覧ください。三好 麻由、右側をご覧ください。成澤 佑太。生年月日、住所及び略歴は記載のとおりです。なお、任期につきましては、令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日までです。5名は、令和元年度に引き続き専任、2名は令和2年度に新規に専任するものです。以上で、説明を終わります。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより議案第19号に対する質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

鳥海教育長 ご質疑もないようですので、質疑を終了いたします。
人事案件でありますので、討論は省略いたします。
それではお諮りします。議案第19号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。
 （「異議なし」の声）
ご異議なしと認め、議案第19号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第14、議案第20号、瑞穂町青少年委員の委嘱について、教育部長より提案理由の説明を求めます。
教育部長 議案第20号については、瑞穂町青少年委員が令和2年3月31日任期満了となるため、瑞穂町青少年委員の
設置及び委員の報酬に関する条例第3条の規定により、別紙の者を委嘱したいので、本案を提出するものです。

 1枚おめくりください。氏名、上田 寿生、大久保 寿江、菅野 俊也、笹井 鎮彦、白石 渚、鈴木 みゆ
き、田中 啓夫、中山 幸子、浜崎 崇、前田 哲宏、マ 久美、三木 智徳。

 住所及び生年月日は、記載のとおりです。また、大久保氏、笹井氏、鈴木氏、中山氏、浜崎氏、三木氏は新任、
それ以外の方は、再任です。

 任期につきましては、令和2年4月1日から令和4年3月31日までです。なお、現在1名の選出を行って
いますので、決まりしだい上程します。以上で説明を終わります。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより議案第20号に対する質疑に入ります。何かご質疑はございませんで
しょうか。

滝澤委員 半分以上が新任の方になっています。何か理由等はあるのでしょうか。

社会教育課長 長年携わっていただいた方やお仕事の都合等で、辞任の意向があり、入れ替えが多くなりました。

鳥海教育長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終了いたします。
人事案件でありますので、討論は省略いたします。

それではお諮りします。議案第20号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第20号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第15、議案第21号、瑞穂町スポーツ推進委員の委嘱について、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第21号については、瑞穂町スポーツ推進委員が令和2年3月31日任期満了となるため、スポーツ基本法第32条第1項の規定により、別紙の者を委嘱したいので、本案を提出するものです。

1枚おめくりください。氏名、石倉 礼一、大屋 敬則、川口 由美子、小山 恵子、小山 宏、櫻 あけみ、竹嶋 一茂、田中 亜津子、土橋 賢一、中井 明、西村 元、原 幸子、深堀 豪、町田 祐康、村田 憲一。

住所及び生年月日は、記載のとおりです。また、川口氏、小山氏、町田氏は新任、それ以外の方は、再任です。

任期につきましては、令和2年4月1日から令和4年3月31日までです。なお、瑞穂町スポーツ推進委員に関する規則では、定数16名以内となっていることから、今回は15名を選出するものです。以上で説明を終わります。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより議案第21号に対する質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

鳥海教育長 ご質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

人事案件でありますので、討論は省略いたします。

それではお諮りします。議案第21号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第21号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第16、議案第22号、瑞穂町文化財保護審議会委員の委嘱について、教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第22号については、瑞穂町文化財保護審議会委員が令和2年3月31日任期満了となるため、瑞穂町文化財保護条例第47条の規定により、別紙の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。

1枚おめくりください。氏名、会田 宏、池谷 功、大久保 伴季、川鍋 悦子、久保田 吉範、塩島 清志、高橋 公江、平山 和治、古川 嘉勇、渡辺 和俊。

住所及び生年月日は記載のとおりです。また、全ての方が再任です。なお、任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日までです。以上で説明を終わります。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより議案第22号に対する質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

鳥海教育長 ご質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

人事案件でありますので、討論は省略いたします。

それではお諮りします。議案第22号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第22号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第17、報告事項1、瑞穂町教育委員会事務局職員の人事異動について、教育部長より説明を求めます。

教育部長 報告事項1については、令和2年3月23日に人事異動の内示がありましたので報告いたします。

1枚おめくりください。令和2年4月1日付けの人事異動内示のあった職員の一覧です。表は左から新たな所属と職名、氏名、旧所属と職名が記されています。では、主な職員をご紹介します。

最上段、学校教育課、新学務係長、えのもと すすむ氏は、主任職からの昇格です。2段目、よしおか かず

ひこ氏は、定年退職後、再任用職員として、学務係に再配属となります。最下段、もぎ ひろし氏は、退職となります。

なお、この表には記載されていませんが、教育指導課 統括指導主事のいなとみ やすき氏は、契約期間である配属3年が終了しましたが、契約延長により令和2年度も引き続き、教育指導課に配属となります。説明は以上です。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

鳥海教育長 ご質問もないようですので、委員にはさようご了承願います。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

これにて令和2年瑞穂町教育委員会第3回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会 午前9時51分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員